

一般社団法人 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

委員会規則

平成 26 年 10 月 23 日 第 2 回運営委員会承認

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（以下「当法人」という。）運営委員会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員会に関して必要な事項を定め、委員会の円滑な運営に資することを目的とする。

(権能)

第 2 条 委員会は、第 3 条に規定する事項について、検討作業を行ったうえで、それらを運営委員会に報告するとともに、必要に応じて運営委員会に対して提言を行う。

(検討事項)

第 3 条 前条に規定する委員会で検討する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 定款第 3 条に定める事業に関する詳細事項のうち、運営委員会が指示する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要として、運営委員会が指示する事項

(構成)

第 4 条 委員会は、委員、社員、賛助会員、自治体会員をもって構成する。

- 2 委員は、運営委員会が承認した有識者とする。
- 3 社員は、委員会毎に主担当者、副担当者をそれぞれ指名することができる。
- 4 賛助会員、自治体会員が出席することのできる委員会は、別途運営委員会で定める。
- 5 委員の任期は選任後 1 年以内に終了する定款第 3 2 条に定めるところの事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員会に主査を置き、委員の互選により選任し、委員会を統括させる。
- 7 主査は、委員の内から副主査 3 名以内を指名し、主査を補佐させる。

(運営)

第 5 条 委員会は、必要に応じ、主査が招集する。

- 2 社員は、主担当者、副担当者に限らず、その構成員を委員会に出席させることができる。
- 3 社員は、必要に応じてオブザーバーを委員会に出席させることができる。
- 4 委員会は、主査の承認を得た上で、必要に応じてオブザーバーを委員会に出席させることができ

る。

(分科会の設置)

第6条 委員会は、主査の承認を得た上で、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の構成及び運営方法については、主査の定めるところによる。

(細則)

第7条 その他この規則の実施に関して必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

この規則は、平成26年10月23日から施行する。

一般社団法人 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構
利活用・普及委員会の運営について（案）

1. 利活用・普及委員会の出席者について

- 利活用・普及委員会（以下「委員会」という。）の出席者は、一般社団法人 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（以下「VLED」という。）委員会規則第 4 条及び第 5 条に基づき、以下のとおりとする。ただし、会場の都合等から、オブザーバーや賛助会員、自治体会員については、一社・団体当たりの出席人数を制限する場合がある。
 - (1) 主査、副主査、委員
 - (2) 社員の主担当者、副担当者及び構成員
 - (3) オブザーバー（府省等）
 - (4) 自治体会員
 - (5) 賛助会員
 - (6) その他、主査が承認したゲスト等

2. 議事の公開について

- 会場の都合等から委員会の一般傍聴は行わないが、必要に応じてインターネット中継等により公開する。
- 議事要旨（発言者の記名なし）を作成し、委員会終了後速やかに、VLED のウェブサイトで公開する。
- ただし、主査が公開することについて支障があると認める場合には、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 配付資料の公開について

- 委員会で配布された資料は、委員会終了後速やかに、VLED のウェブサイトで公開する。
- ただし、主査が公開することについて支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

以上